

森林税に関する基本方針の改正の概要

1 新たに発生した課題への対応

課題1 喫緊のライフライン沿いの倒木対策の追加

第3期森林税では、防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐を実施するとしている一方、平成30年の台風被害では倒木による停電や道路の通行止めが発生しており、こうした倒木の未然防止のための伐採は既存の事業で対応できないことから、新たな対策が求められている。特に道路等のライフラインに近接する危険木の存在は県民生活に直結する問題であり、優先的に対応する必要性が生じた。

課題2 防災・減災のための里山整備の目標面積を変更

防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等には、森林税と併せて国庫補助金を財源の一部に充てる計画としていたが、国の制度変更に伴い平成31年度以降この国庫補助金が活用できない見込みとなった。このため、当初計画した森林税活用額（約12億円）で間伐可能な4,300haに目標面積を変更する必要性が生じた。

基本方針別紙 1 (1) 防災・減災のための里山の整備

概ね 12.7 億円 → 概ね 13.9 億円

【ライフライン沿い等の倒木対策を実施】

- ・安全が確保される主要なライフライン等 概ね 55 箇所程度/5 年間
- ・県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね 15 箇所程度/5 年間

【里山整備の目標面積を変更】

- ・防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等
概ね 5,700 ha 程度 → 4,300ha 程度*/5 年間

※当初計画 5,700 ha のうち残りの面積分については今後森林所有者等の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じた整備方法を検討することとする。(例:森林経営計画に基づく整備、県主体の治山事業による整備、平成31年度から導入される新たな森林管理システムに基づく市町村主体の整備等)

課題3 観光地等の景観対策事業の目標を拡充

観光地等の景観対策事業では、主要観光地周辺において景観上重要な森林の整備等を実施しているが、多くの観光客が目にする頻度が高い高速道路の沿線において松くい虫被害の拡大により枯損木が景観を著しく損ねている箇所があり、これを放置すれば対策の全体的な効果にも影響しかねないため、優先的に処理を進める必要性が生じた。

基本方針別紙 4 (4) 観光地の景観整備

概ね 1.2 億円 → 概ね 2.1 億円

- ・地域の景観に合致した間伐等 概ね 85ha 程度/5 年間 → 概ね 110ha 程度/5 年間

2 基金活用事業の財源について

第3期森林税で活用可能な財源は、第2期末までの基金残高 5.2 億円及び第3期分の税収見込みを合わせ、合計 40.0 億円。

基本方針作成時の見直しに対し、税収増等により約 0.9 億円増加している。

今回の基本方針の見直しに基づき、これらの財源を有効活用するとともに、効率的な事業執行を通じて経費削減を図ることにより、新たなニーズ等に対応することとする。

第3期森林税の財源内訳 (H31.1月時点)

◆ 第2期までの基金残高	5.2 億円
◆ 第3期の税収見込額*	34.8 億円
計	40.0 億円

※平成35年度の税収となる法人県民税1.3億円を含む